

第4次長野県子ども読書活動推進計画の概要

文化財・生涯学習課

1 計画策定の趣旨

この計画は、「子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」第9条第1項の規定により、長野県の基本的な施策を示すとともに、市町村や学校、読書活動ボランティアをはじめとする民間団体等による子どもの読書活動を推進するための指針として策定する。

※第9条 都道府県は、（中略）当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。

2 計画の内容

（計画期間：令和2年度からおおむね5年間）

基本理念と目指す姿

基本理念：豊かな読書を子どもたちに ～発達段階に応じた取組～

目指す姿

- 心や言葉を育む「読書」
読書を通じ、感性や言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむ子ども
- 「知る」ことのたのしさをもたらす「読書」
学ぶことや知ることの喜びを、読書を通じて感じることができる子ども
- 創造性と生きる力を育むための「読書」
読書を通じて創・想像力を豊かなものにし人生をより良く生きる力を身に付けていくことで、変化の激しい社会を生きていく力と個性を発揮して活躍できる子ども
- 世界観を拓げ、社会とかがわるための「読書」
読書を通じて自分をとりまく世界とのつながりの大切さを感じることで、社会とかがわる子ども



◎人生にいかす これからの予測困難な未来を自ら切り拓き、夢を実現する力を身に付けられる

推進のための方策

家庭・地域・学校等における発達段階に応じた取組

- 乳幼児期
・ブックスタート事業や読み聞かせなど子どもが絵本や物語の世界を楽しむ取組の充実
- 小中学校期
・おはなし会、友人同士で本を紹介する等、様々なジャンルの本に触れることができるような取組の充実
・学校図書館を活用した探究的な学習の推進
- 高校期
・ブックトークやビブリオバトル等、読書への関心を高める取組の充実

読書活動の現状の調査と分析

- ・市町村等と連携した調査・分析
- ・施策の点検及び評価のための数値目標の検討

普及啓発活動

- ・あらたな読書プログラムの開発・共有
- ・「子ども読書の日」を中心とした普及啓発

推進体制

- ・県の推進体制
- ・関係機関との連携強化

3 主な数値目標

項 目		現在の数値 (R1)	目標数値 (R6)
子ども1人当たりの貸出冊数	公立図書館（児童図書）	21.3冊	24冊
	小学校	100.1冊	106冊
	中学校	31.3冊	37冊
学校図書館図書標準	小学校	51.7%	60.0%
	中学校	87.6%	95.0%
学校図書館蔵書のデータベース化率（公立）	小学校	85.8%	95.0%
	中学校	90.3%	95.0%